

奨学金は返さなければいけない借金です

在学中に借りた奨学金は、卒業後に毎月返済をします。
もし、返済を怠ったらどうなるかを説明します。

◎ 卒業した年の10月から返還が始まります。返還口座に必要な残高を用意してください。

◎ 残高不足等で**返還が遅延**した。

↓
個人情報が「**個人情報情報機関**」に登録される

↓
「**クレジットカード**」が使えない
「**自動車ローン**」が使えない
「**住宅ローン**」が使えない

返還開始後6ヶ月経過時点で、
延滞が3ヶ月以上の場合、氏名・
住所等の個人情報が登録され、
金融機関等に「不良債権者」とし
て、情報が提供されてしまいます。

◎ 返還の催促が始まる。

「**督促状**」「**自宅訪問**」

◎ **督促されても返還しない**とき。

「**法的措置**」 → 「**裁判**」 → 「**奨学金返済命令**」

◎ 「奨学金返済命令」があっても返済しないとき。

「**財産差し押さえ**」・「**強制執行（競売等）**」

生活が苦しい場合は、
返還猶予や**返還免除**等の
救済措置があります。
日本学生支援機構に相談
してください。

奨学金返還相談センター

電話 **0570-666-301** (ナビダイヤル)

※一部携帯から **03-6743-6100**

相談時間 月曜～金曜 8:30～20:00

※土日祝日・年末年始を除く

◎卒業生専用の相談センターです。

現役生は、大学に問合せてください。

卒業後6ヶ月は返済が猶予されています。この6ヶ月間で、返済のための資金を一定額確保しましょう。

卒業した年の10月から返済が開始されます。12月にはボーナス(賞与)も支給されます。

返済のために計画的に返済資金の確保に努めてください。

しっかり就活 らくらく返済